

【福井女子中学生殺人事件】

名古屋高裁の再審開始決定に対する異議申立の断念を求める要請書

名古屋高等検察庁金沢支部長

市原 久幸 様

10月23日、名古屋高等裁判所金沢支部第2部(山田耕司裁判長)は、再審請求人・前川彰司さんにかかわるいわゆる「福井女子中学生殺人事件」について、再審開始の決定をしました。本決定は、1審・福井地方裁判所の無罪判決、そして第一次再審請求での名古屋高裁金沢支部の開始決定につづく事実上3度目の無罪判決です。検察官においては、異議申立をすることなく速やかに再審公判に協力して無罪論告を行い、前川さんの人権と名誉を回復することを強く求めます。

本件では、そもそも前川彰司さんと犯行を結びつける証拠は何一つなく、1審の福井地方裁判所は無罪判決でした。ところが、2審の名古屋高等裁判所金沢支部は、著しく変遷した暴力団関係者の供述が「大筋で一致している」として逆転有罪の判決(懲役7年)を言い渡しました。1997年11月、最高裁判所は、前川さんの上告を棄却し2審の有罪判決が確定しました。前川さんは出所後、2004年7月に第一次再審請求を申立て、2011年11月に名古屋高裁金沢支部で再審開始決定が出されましたが、これが検察の異議申し立てによって取り消され最高裁で確定。2022年10月に第二次再審請求を申立てました。

第二次再審請求審の結果、前川さんの犯行を裏付ける物証が何もないにもかかわらず、捜査に行き詰まった警察・検察が、暴力団組員の不純な目的に基づく虚言に依存して「事件に関わった」とする供述を捏造したことが明らかになりました。警察は、捜査側に不都合な事情が生じる都度、組員の供述を変更させる一方、組員の供述によって引き込まれた他の関係者らの「事件に関わっていない」という供述を隠匿しました。警察が「組員と友達の作り話です」という前川さんの訴えを無視して、組員が供述する架空のエピソードを押し付けて、組員の供述と「大筋で一致」する関与供述を捏造し、偽りの有罪判決が導かれました。よって、今回の再審開始決定は、正当かつ当然の結果です。

そのうえ、長年にわたり警察、検察の手元に秘匿された末に今回、開示された287点の開示証拠の中にあつた捜査報告書等が前川さんの無実を裏付ける有力な証拠となったことは重大であり、かかる観点からも異議申立理由が存在しないことは明らかです。

前川さんは事件発生翌年の1987年に逮捕されて以来、40年近くも殺人犯の汚名を着せられ、出所後の人生も大きく破壊されました。これ以上、司法が前川さんと家族の尊厳と人権を翻弄することは許されません。1審の無罪判決、そして2度の再審開始決定と事実上の無罪判決を3度も受けています。重大な証拠を隠した検察官が、さらに抵抗を重ねて前川さんの有罪を主張することはあってはなりません。

検察は、今こそ、「基本的人権を尊重し…無実の者を罰することにならないよう」「事案の真相解明に取り組む」ことを命じた「検察の理念」(平成23年9月付最高検察庁策定)に立ち返るべきです。そして、前川さんの人権と名誉を速やかに回復するため再審開始決定に対する異議申立を断念し、一日も早く、前川さんを無罪の罪から救済することを強く求めます。

2024年10月23日

前川彰司さんを守る福井の会
日本国民救援会福井県本部
日本国民救援会中央本部
再審・えん罪事件全国連絡会